

☐ 健康保険
☐ 厚生年金保険

資格取得・喪失証明書

下記の者は、健康保険等の ☐被保険者 ☐取得
☐被扶養者 ☐喪失 の資格を したことを証明します。

年 月 日

所在地
名称
事業所 代表者
電話番号

印

担当者名：

記

被 保 険 者	氏 名				生年月日	年 月 日	
	住 所						
	健康保険証 記号・番号	記 号			番 号		
	保 険 者 名 保 険 者 番 号	保険者名			保険者番号		
	基礎年金番号						
	資 格 取 得 日	年 月 日					
	資 格 喪 失 日 (退 職 日)	年 月 日 (退職日 : 年 月 日)					
被 扶 養 者	氏 名	続 柄	生 年 月 日		認定・喪失年月日		喪失理由 (退職以外)
			年 月 日		年 月 日 認定 喪失		☐ 就職・収入増 ☐ その他
			年 月 日		年 月 日 認定 喪失		☐ 就職・収入増 ☐ その他
			年 月 日		年 月 日 認定 喪失		☐ 就職・収入増 ☐ その他
			年 月 日		年 月 日 認定 喪失		☐ 就職・収入増 ☐ その他
			年 月 日		年 月 日 認定 喪失		☐ 就職・収入増 ☐ その他
			年 月 日		年 月 日 認定 喪失		☐ 就職・収入増 ☐ その他

(注)

- ・ この証明書は、必ず事業所または保険者が記載、押印してください。
- ・ 被保険者の資格喪失日は、退職日の翌日となります。
- ・ 本人の資格喪失時または資格取得時に被扶養者がいる場合は、被扶養者欄も必ずご記入ください。
- ・ 被扶養者の異動のみの場合でも、被保険者欄を必ずご記入ください。

【事業主の方へ】

1. 従業員の方が退職した時や、従業員の家族が健康保険の被扶養者に認定または認定を抹消された時は、「健康保険資格喪失証明書」の発行をお願いします。
2. 国民健康保険に加入していた従業員の方が社会保険に入られた時は、必ず国民健康保険の喪失手続きをしていただきますよう、ご指導をお願いします。

【退職者（被保険者）の方へ】

次の方は、14日以内に届出を行ってください。

1. 退職したときや健康保険の被扶養者の認定を抹消されたとき

続けて別の事業所で健康保険や厚生年金に加入する場合や、家族の被扶養者として社会保険に加入する場合を除き、国民健康保険に加入する必要があります。

また、任意継続健康保険に加入する際には、国民健康保険の手続きは必要ありませんが、国民年金の手続きは必要です。

加入の届出が遅れた場合でも、国民健康保険は直前まで加入していた健康保険の喪失日に遡って加入となります。

国民健康保険税も、資格を喪失した月まで遡って納めていただくことになります。

〈加入手続きに必要なもの〉

- ・健康保険喪失証明書
- ・本人確認書類
- ・印かん（認印も可）
- ・マイナンバーカードまたは通知カード

※任意継続健康保険...一定期間勤めていた勤務先を退職した場合、それまで加入していた健康保険を、退職日の翌日から2年間任意で継続することができる制度があります。（健康保険によっては制度のないところもあります）

「任意継続健康保険」と「国民健康保険」では保険料の金額等も異なりますので、どちらの保険に加入するか、よく比較してみましょう。

任意継続健康保険は、退職日から20日以内に手続きが必要など、加入のための諸条件があります。詳しくは加入している健康保険の保険者にお問い合わせください。

2. 就職したときや健康保険の被扶養者に認定されたとき

国民健康保険に加入されていた方は資格喪失手続きが必要です。

〈喪失手続きに必要なもの〉

- ・新しい健康保険証（喪失する人全員分）または健康保険資格取得証明書
- ・本人確認書類
- ・印かん（認印も可）
- ・マイナンバーカードまたは通知カード
- ・国民健康保険証（全員分）